

# 大府市スポーツ協会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は大府市スポーツ協会（以下「当協会」という。）と称する。
- 第 2 条 当協会の事務局は大府市民体育館内に置く。
- 第 3 条 当協会は財団法人愛知県スポーツ協会に加盟する。

## 第 2 章 目的及び事業

### （目 的）

- 第 4 条 当協会は「大府市スポーツ振興指針」と「大府市スポーツ協会指針」に基づき、体育・スポーツ等の普及振興・会員の体力向上および心と体の健康増進に寄与することを目的とする。

### （事 業）

- 第 5 条 当協会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。
- (1) 体育・スポーツ及びレクリエーション活動の指導奨励
  - (2) 各種スポーツ大会・講習会等の開催等
  - (3) スポーツ活動と体育的活動の連携と発展
  - (4) 大府市から指定された指定管理者として体育施設の管理運営
  - (5) その他当協会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 組織および機構

### （会 員）

- 第 6 条 当協会は会員をもって組織する。
- 第 7 条 当協会の会員は、正会員・特別会員・準会員・賛助会員とする。
- (1) 正会員は、市内在住・在勤・在学（高校生以上）して当協会に所属する者。
  - (2) 特別会員は、第 2 章の目的に賛同する個人。
  - (3) 準会員は、第 2 章の目的に賛同する前号 (1) に未該当で、当協会の加盟競技部の会員資格を有する者。
  - (4) 賛助会員は、第 2 章の目的に賛同する法人又は団体。

### （管 理）

- 第 8 条 大府市民体育館、大府体育センターおよび大府市運動広場の管理、運営に関しては、規約に定めるもののほか「大府市体育施設の管理運営に関する業務仕様書」により、その円滑な運用を図る。

### （組 織）

- 第 9 条 当協会は次に掲げるものを加盟競技部とする。
- (1) 市内におけるアマチュアスポーツを実施する競技団体
  - (2) その他市内を統括するスポーツ団体

### (加盟と脱退)

第 10 条 当協会に加盟・脱退を希望する競技部は別に定める加盟競技部規程により決定する。

## 第 4 章 役員および任務

### (役員)

第 11 条 当協会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	1 名
常任理事	7名以内
理 事	第 16 条による
評議員	加盟競技部 1 名
監 事	2 名

第 12 条 会長は理事会において推挙決定する。会長は協会を代表し、会務を総理する。

第 13 条 副会長は会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第 14 条 理事長は理事の中から理事会において推挙決定する。理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。

第 15 条 副理事長は理事長が委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する。

第 16 条 理事は加盟競技部長ならびにスポーツ推進委員 1 名、および会長が推挙した者とする。理事は必要事項を審議決定する。

第 17 条 常任理事は理事の互選とする。常任理事は必要事項を審議し、常時会務を執行する。

第 18 条 評議員は各加盟競技部 1 名とする。

第 19 条 監事は理事会の推薦により会長が委嘱し、会計を監査する。

### (事務局)

第 20 条 事務局に、事務局長・事務局長補佐・事務員を置き、当協会の庶務会計・および体育施設の管理運営に従事する。

### (顧問・参与)

第 21 条 当協会に顧問ならびに参与を置くことが出来る。顧問ならびに参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、参与は各種大会に参加し意見を具申することができる。

### (任 期)

第 22 条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。役員は任期満了後も後任者の就任まではその職務を行う。

## 第 5 章 会 議

### (会 議)

第 23 条 当協会の会議は総会・常任理事会・理事会とする。

### (総 会)

第 24 条 総会は会長が招集し、第 11 条の役員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長は開催の必要があると認める場合には臨時総会を招集することができる。

2. 総会は次の事項を議決する。
  - (1) 会則の制定および改廃
  - (2) 事業計画および報告
  - (3) 予算および決算
  - (4) その他必要と認める事項
3. 会長が議長となる。

### (常任理事会)

第 25 条 常任理事会は理事長が招集し、理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は次の事項を会長の要請または必要に応じて審議処理する。
  - (1) 会則の制定および改廃
  - (2) 事業計画および報告
  - (3) 予算および決算
  - (4) 事業の調整および執行
  - (5) その他本会の重要と認める事項
3. 理事長が議長となる。
4. 常任理事会には、会長・副会長は必要に応じて理事長が出席を要請することができる。

### (理事会)

第 26 条 理事会は会長の要請または必要に応じて、会長が招集し、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事をもって構成し、必要に応じて開催する。理事会は当協会の必要事項を審議決定する。

2. 会長が議長となる。但し、議事進行は理事長に委託することができる。

第 27 条 すべての会議は2分の1以上の出席をもって成立し、議事は過半数で決する。賛否同数の時は議長が決める。ただし、委任状提出者は議長に一任とみなす。

## 第 6 章 会費の徴収

## (会 費)

- 第 28 条 当協会の会員は会費を納入しなければならない。
- (1) 正会員 年額 1 人 200 円
  - (2) 特別会員 年額 1 人 1,000 円
  - (3) 準会員 年額 1 人 1,000 円
  - (4) 賛助会員 年額 1 口 5,000 円以上
2. 協会に加盟する競技部は次の負担金を納入しなければならない。
- (1) 年 額 2,000 円
3. 当協会に加盟する競技部の会費は競技部ごとに定められた金額とする。

## 第 7 章 会 計

### (会 計)

- 第 29 条 当協会の経費は次に掲げるもので支弁する。
- (1) 会 費
  - (2) 助成金
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入
- 第 30 条 当協会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 31 条 会長は毎会計年度収入支出予算書を編成し総会の議決を得なければならない。
- 第 32 条 会長は決算報告書および証書を監事の審査に附し、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 規約の変更

### (規約の変更)

- 第 33 条 当協会の規約の変更は理事会において、出席者の過半数以上の同意を得て行い、総会の承認を受ける。ただし、委任状の提出者は出席とみなす。

#### 附 則

本規約施行についての内規は理事会で定める。

本規約は昭和 33 年 4 月 1 日よりこれを実施する。

昭和 43 年 7 月 9 日一部改正

昭和 44 年 4 月 1 日一部改正

昭和 46 年 4 月 1 日一部改正

昭和 51 年 4 月 1 日一部改正

昭和 59 年 4 月 1 日一部改正

昭和 61 年 4 月 1 日一部改正

平成 13 年 5 月 29 日一部改正

平成 14 年 5 月 24 日一部改正

平成 15 年 5 月 22 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 5 月 31 日一部改正

平成 22 年 5 月 18 日一部改正、内規を廃止する。

平成 27 年 4 月 28 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正